

( 公 印 省 略 )  
産 第 3 0 2 6 5 - 2 6 9 号  
令和 5 年 2 月 2 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
( 産 業 経 済 部 産 業 政 策 課 )

**基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

標記について、令和5年1月27日付けで「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更されました。このことを踏まえ、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から事務連絡がありましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

- (参考1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について
- (参考2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和5年1月27日変更)
- (参考3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (新旧対照表)

**【問い合わせ先】**

(本内容に関すること)  
担 当：危機管理課感染症対策調整係  
T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0